



秋本議員の再生エネ永田町報告



洋上風力新法、ようやく成立、 未稼働5次提言も提出

こんにちは、衆議院議員の秋本真利です。

洋上風力新法が11月30日に成立しました。通常国会では廃案の憂き目にあってしまった新法ですが、臨時国会では順調に審議が行われて満を持しての成立となりました。衆議院の国土交通委員会では私が自民党を代表して質疑に立ち、大きく七つの点について政府の見解を質しました。政府の答弁でここに示しておこうと思うのは、①KPIの5区域はキャップではない、②促進区域の指定は首長からの要請は大きなファクター足り得る、③先行的に地元との調整を行っている事業者は評価する、④建設やメンテナンスのために港湾の機能強化を検討、⑤募集プロセスで選定された事業者よりも新法で選定された事業者に系統接続の権利があること、⑥占用料は投影面積及びチェーンの長さ等で徴収、⑦SEP船に係るカボタージュの特許は適切に判断——といったところでしょうか。特に、⑤について言及しておく、新エネ部長の答弁によって明らかになったことは、系統接続の権利は募集プロセスよりも新法が優先することがはっきりと示されたこととなります。それと、新法の施行時期は成立から4カ月以内となっていますが、この時期についてはなるべく早くするように要請しています。法が施行されなければ基本方針も示されないわけで、既に半年ほど当初の目論見より行程が遅れてしまっているわけですから、1日も早く法が施行されることが望まれます。質疑の詳細については、衆議院のHPからご覧になれますので、興味のある方はぜひご覧下さい。

11月8日に引き続いて14日に再生可能エネルギー普及拡大議員連盟を開催し、前回同様に太陽光の未稼働案件とバイオマス比率変更制限について議論を交わしました。太陽光については3大メガバンクから経済的な影響についての見解を述べてもらいました。メガバンクによれば、3行だけで3000億円以上の影響があることや、今回の制度改正により日本には政治リスクがあると内外から認識された場合に、今後

の日本経済にとっても大きなデメリットがあるなどの懸念が示されました。また、バイオマスについては秋田の発電事業者や林業者の方から、今回の改正が施行された場合に国産材の比率を上げにくくなるので、国内林業の振興に悪影響が出る懸念が示されました。続いて29日にはこの問題に対する3回目の議連を開催して、太陽光発電協会からヒアリングを行いました。協会からは、協会員に対して行ったアンケート調査の結果報告と制度改正に対する要望が述べられました。こうして、計3回開催した議連では意見陳述者のみならず、議員からも多くの意見が述べられた訳ですが、いずれの回でも多かった意見は「権利転売等の悪徳事業者には退場してもらいたい、真面目に事業に取り組んできた事業者には配慮が必要だ」というニュアンスの意見でした。



議連ではこれまで開催した3回の議論を踏まえて、エネ庁に対して原案修正を要請する第五次提言を取りまとめました。この提言は30日に議連メンバーで官邸に赴き、菅義偉官房長官に手交しました(写真)。長官からは「議連提言がしっかりと反映され、原案が修正されるようにエネ庁に指示する」と力強い回答を得たところです。

(自民党再生可能エネルギー普及拡大議員連盟事務局長・秋本真利)

